

「の」についての若干の観察*

原 田 康 也

1. はじめに

日本語の後置詞「の」が主辞¹⁾となって連体修飾句を作る用法のうち、「の」に先行する名詞相当表現の表すものが「の」に続く名詞相当表現の表すものの〈部分〉であったり〈属性〉であったりする場合に関しては、ある種の制限が働いているように見受けられる²⁾。本稿では、いろいろな例を検討することを通じて、この現象の背後にある原理を探ってみたい。

まず、(1) の例を見てみよう³⁾。

(1) a. 長い髪の女性

a'. *髪の女性

* 本稿で論じる現象について考える上で、Ms. Megumi KAMEYAMA ならびに土屋俊氏との議論が出発点となった。紀要に掲載するにあたってコメントをいただいたモニターの方々とあわせて感謝したい。また、橋田浩一氏と津田宏氏には、原稿の整形ならびに出力に関して協力を仰いだ。原稿を用意する上での計算機環境を提供して頂いた早稲田大学情報科学研究教育センター、ICOT（新世代コンピュータ技術開発機構）ならびに Stanford 大学 CSLI にあわせて感謝したい。

- 1) 以下の議論では日本語の統語構造や意味表示に関して特定の文法理論による分析を前提としていないが、用語法や基本的な見方には筆者の関わっている研究の影響が現れているであろう。主辞 (head) という概念は生成文法で一般に用いられているが、ここで筆者は句構造文法による自然言語の統語分析、特に JPSG に基づくそれを念頭に置いている。Gunji (1987) や Harada *et al.* (1989)などを参照されたい。
- 2) この現象に関しては後に紹介するように、草薙 (1985) に若干の例の指摘と説明が見られる。
- 3) 「生成文法」の慣行にならって、例の前に '*' の記号を付すことによって、その例が「非文法的」ないし「容認不可能」であることを示す。

- b. いやな性格の人物
- b'. *性格の人物

このような例を見る限り、この構文が可能となるためには、「の」に先行する名詞相当表現自体が更になんらかの統語的要素によって修飾されている必要がある、といった一般化ができそうに思われる。しかしながら、具体例を更に検討すると、こうした統語的な一般化が必ずしも適当でないようと思われてくる。

次の(2)のように、「の」に先行する名詞相当表現の表すものが「の」に続く名詞相当表現の表すものが〈身に着けるもの〉である場合にも、一見すると同様の制限があるように見えるが、これは前の(1)の場合ほど明確な対立ではない。

- (2)
- a. 黒い上着の男性
 - a'. ??上着の男性
 - b. 茶色の靴の人
 - b'. ??靴の人
 - c. 丸い眼鏡の学生
 - c'. ?眼鏡の学生

さらに次の(3)のような例を考えると、統語的な制約を考えることが全く不適当であることがわかる。

- (3)
- a. ??上着の男性
 - b. ?コートの男性
 - c. スーツの男性
 - d. 和服の男性

上の(2)ならびに(3)で例の前に「??」の記号を付しているのは、「孤立した文脈で考えると、表現としてかなり不自然に感じられる」といった程度のつもりである。同様に、例の前に「?」の記号を付しているのは、「孤立した文脈で考えると、若干不自然に感じられる面もあるが、それほど無理な表現ではない」といった程度である。こうした例に関しては、適当な文脈なり状況を想像することによって、自然な表現に感じられるようにな

る場合が多い。例えば、「サンダルの人は右に、靴の人は左に集まって下さい」といったように〈対比〉が関与すると(2. b')の例も自然な表現に感じられるであろう⁴⁾。

自然な状況では文が孤立して現れることは例外的であるから、文というものの「自然さ」をそうした環境で検討するはある意味で本質的に矛盾している面もあるが、明らかに許されない単語列を排除するような制約を述べるというレベルでの〈文文法〉ないし〈統語論〉は日本語においても成立するものと考えたい。しかし、本稿で論じようとする問題が、果してそうしたレベルで記述されるべき問題であるのか、〈談話〉レベルでの語用論的な問題であるのかは重要な検討課題である⁵⁾。ここでは、そうした点も含めて、それぞれの例の「文法性」ないし「容認可能性」について留保付きで議論を進めていく⁶⁾。

2. 「の」を主辞とする後置詞句の一般的用法

日本語の後置詞「の」にはさまざまな連体修飾句を作る機能があるが⁷⁾、

- 4) こうした点については、後ほどもう少し詳しい検討を加える。
- 5) 文法理論の課題として興味深いのは、連体修飾句を作る後置詞「の」の様々な用法を統一的に記述できるような統語論的ならびに意味論的な枠組を検討すること、また、そうした検討を通じて、文法記述において文法の〈モジュール〉間の相互作用をどのように表現する必要があるか論じることであるが、今回は紙幅の都合もあり、そうした点についてはいくつかの示唆を行うにとどまる。
- 6) 本稿におけるこうした「文法性」ないし「容認可能性」の判断は基本的には筆者のものである。ほぼ同世代の複数の日本語話者に草稿を見てもらったところ、個々の例に対する感じ方が若干違う場はあるが、筆者の判断が全体として特異なものであるとは思われない。とはいえ、大きな母集団に対して統計的な調査を行った結果を示すものではない。後に論じるように個々の例に対する感じ方の差は、用いられている語や表現に関して想起する言語外の知識の違いに帰着するものであることも多く、「容認可能性」の判断はあくまでも議論の契機であるに過ぎない。
- 7) 本節では「の」を主辞とする後置詞句の一般的用法について網羅的な説明を試みることを目的としていない。本稿で論じている用法とその他の用法とに関して、統語的ならびに意味的な面で見られる相違点を指摘して、この用法の特徴を示すことが主眼である。後置詞「の」の用法一般については、後の脚注などで一部簡単な紹介を行っているが、奥津(1964)、草薙(1985)、島津他(1986)などの議論を参照されたい。

その後置詞句全体の〈意味〉がどのようなものとなるかを一般的に記述することは容易ではない⁸⁾.

典型的には「の」に先行する名詞相当表現(の指示対象)が「の」に続く名詞相当表現(の指示対象)の〈所有者〉となるという場合がある.

- (4) a. 太郎の本
b. 鈴木先生の部屋

もっとも、何をもって「所有」と理解するかは難しいであろう。より適切には「内在的な関係」とでも称することになろう。次のような場合は〈関係の基点を表す〉ということになろう。

- (5) a. 太郎の兄
b. 次郎のガールフレンド

8) 奥津(1964: pp. 239-240)は国立国語研究所による「現代雑誌九十種の用語用字」や「現代語の助詞助動詞」を元にまず次の四分類を紹介する。(奥津の結論は「の」を「だ」の連体形、主格を示す「の」、準体詞の「の」、並立を示す「の」に分けるというものである)

1 格助詞

- 1.1 連体修飾格の「の」 マサ子の服 外カラの熱
1.2 主格を示す「の」 若い女のいる所 気性の激しい由以子

2 準体詞の「の」

- 2.1 用言につくもの なるべく大きいのをとってください
2.2 体言につくもの 万葉初期のとはちがった
2.3 判断辞「だ」など それすら不合格なのだとともに使われるもの

- 3 並立助詞 病だの雷神だの疤痕だとわけの分からぬものには
4 終助詞 あんたにあげたいものがあるの

島津他(1986: pp. 250-251)は「A の B」の意味関係を大きく次の5つのケースに分類している。

1. B が述語相当語で、A はその格要素である場合
(例) 太郎の結婚、電車の通学
2. B が、後続の語に対し、A を起点にした格的な役割を示す場合
(例) ビルの前、彼のため
3. B が A の属性である場合
(例) バラの色、橋の長さ
4. A が述語相当語で、B がその述語の格要素となっている場合
(例) 散歩の人、通学の手段
5. A が B の一種の属性値であるとみなせる場合
(例) 弁護士の中村さん、先生の絵

また、「の」に続く名詞相当表現が「の」に先行する名詞相当表現の〈部分〉、〈属性〉、〈身に着けているもの〉などを表わす用法もある。

- (6) a. 太郎の脚
b. 太郎の髪
c. 太郎の身長
d. 太郎の性格
e. 太郎の服
f. 太郎の眼鏡

また、「内在的な関係」の一つかも知れないが、「材料・素材」を示す用法がある。

- (7) a. 木綿のハンカチーフ
b. 花の首飾り
c. 鯛の粕漬け

「の」に続く名詞相当表現に含まれる動詞的要素の主格や目的格などに相当する要素が「の」に先行する場合も多い。

- (8) a. 電気製品の注文販売
b. クラブ活動の指導
c. 民衆の抑圧

「の」に続く名詞相当表現が連想させる動詞的要素となんらかの格関係を持つことが想定される要素が「の」に先行する場合もある。

- (9) a. 中古車のセールスマン
b. パソコンのディーラー
c. 英語の先生
d. 法学部の学生

「所有」や「内在的な関係」をどのように定式化するにせよ、こうした用法とは統語的ないし意味的な性格が異なる用法も見られる。例えば、次の(10)に見られるような数量表現に関しては、通常の連体修飾句とは統語的な性格が若干異なることが(11)のような例からもわかる。

- (10) a. 百人の学生
b. 九百人のおばあさん

- c. 百億の星と千億の夜
- (11) a. *太郎もの本
b. 百人の学生
- 一般の連体修飾句を作る「の」は、「も」で終る句に続くことができないが、数量表現の場合にはこれが許されるようである⁹⁾。
- こうした用法とは別に、次のような「代名詞」的な用法がある。
- (12) a. ぼくのパソコンは 16 ビットだけれど、太郎のは 32 ビットだ。
b. こちらの 4 脚の椅子は 5000 円です。こちらの 5 脚のは 25000 円です。
c. 駒場の学生で汚い格好をして大声で関西弁でわめいているのは、あの学校の出身者に決まっている。

代名詞的な用法や数量表現に関する場合を除けば、「の」に関する統語論的記述の中核はそれが連体修飾句を作るということにつきるであろう。理論的に興味深いのはむしろ、こうした連体修飾句のさまざまな〈意味〉をどのように統一的に与えるかにある¹⁰⁾。

9) これは数量表現にのみ関与する「もの」という後置詞を仮定することによって記述できることがらかも知れないが、数量表現と一般の連体修飾とで若干の違いがあることに変わりはない。

10) 例えば、草薙 (1985: p. 15) は次のように述べている。
「a の b」の「の」は名詞 a と名詞 b を結びつける文法的機能しか持ち合わせておらず、したがって、この「a の b」という型の意味は、a と b の関係、または文脈などから決定されるものと考えられる。

この基本的な見通しは適切なものと思われるものの、草薙の議論においては「の」の意味のさまざまな可能性が個々の場合にどのように決定されるのか、語彙的に定まるのか、統語的に定まるのか、意味的に定まるのかが明示的に論じられていない。

本節で紹介した「の」の用法についての粗い第一次近似としては、次のような意味解釈機構の存在を仮定すべきであろう。一般に

(i) <名詞相当表現>_i + <名詞>_{ii} + <名詞相当表現>_{iii}
という連鎖があった場合、この構文全体の意味は

(ii) [iii] $\ni x$ such that $PRED([i], x)$
として解釈される、ここで [i] は <名詞相当表現>_i の表す意味論的対象、[iii] は <名詞相当表現>_{iii} の表す意味論的対象を表す。ここで $PRED$ としては default では <所有> の関係が取られるが、構文に関与する語彙の性質や文脈に応じて、そのほかの関係が語用論的に強制されることがある。

こうした「の」のさまざまな用法について詳細な検討が必要であることは改めて述べるまでもないが、本稿では次のような用法の「の」について特に注目してみよう。

3. 「の」に続く名詞相当表現が〈人〉を表す場合

最も典型的な用法では「の」に先行する名詞相当表現（の指示対象）が「の」に続く名詞相当表現（の指示対象）の「所有者」となるのだが、この関係がちょうど逆転する例がある¹¹⁾。

- (13) a. 茎麻色の髪の乙女
- b. 白いドレスの女
- c. サングラスの男

しかし、この表現は「の」に続く名詞相当表現（の指示対象）が「の」に先行する名詞相当表現（の指示対象）の「所有者」となる場合に常に可能であるわけではない。例えば、次のような表現は許されないか、不自然である。

- (14) a. *髪の乙女
- b. ?望遠鏡の女性
- c. ?ズボンの男性

次節以下で順次どのような場合にこの構文が可能となり、どのような場合に不自然となるか検討する。

3.1 〈人〉とその〈部分〉

「の」に先行する名詞相当表現が更になんらかの修飾要素を持つかどうかで容認可能性が大きく変わるという対立は、「の」に続く名詞相当表現が〈人〉を表し、「の」に先行する名詞相当表現が体や髪などその〈部分〉を表す場合にもっとも典型的に見られるようである。次の(15)のような例

11) これは島津他(1986)の分類中4.と5.の場合の一部に相当しよう。なお、〈意味論的〉には前節で扱った構文より本節で扱っている構文の方が若干複雑であろう。これはちょうど、次の二つの英語の表現の複雑さと対応するものと考えられる。

(i) a role on a plate (皿の(上の)パン)
(ii) a plate with a role on it (パンの(載った)皿)

を見る限り、「の」に先行する名詞相当表現がさらに何らかの統語的要素によって修飾されなければこの構文は容認されないという一般化が出来そうに思われる¹²⁾。

- (15) a. 長い髪の女性

a'. *髪の女性

b. すらりとした脚の女の子

b'. *脚の女の子

c. 青い眼の外人

c'. *眼の外人

d. 太い腕の男性

d'. *腕の男性

英語においても、ある種の名詞修飾要素が名詞を prenominal に修飾する場合、これとよく似た制限が加わっているように思われる。まず、〈体の一部〉を表す表現が〈人〉を修飾する場合、次のようなパターンが見られる¹³⁾。

- (16) a. blond-haired lady

a'. *haired lady

b. long-legged boy

12) 一般に〈連体修飾要素_i + 名詞相当表現_{ii} + の_{iii} + 名詞相当表現_{iv}〉という連鎖があった場合、構文的には始めの〈連体修飾要素_i〉が〈名詞相当表現_{ii}〉を修飾するかそれとも〈名詞相当表現_{iv}〉(ないし_i+_{ii}+_{iii}+_{iv} の名詞相当表現)を修飾するかで曖昧性が生じる。本稿では「の」に先行する名詞相当表現に関してどのような制約があるかを検討しているので、このうち後者の可能性については論じていない。個々の例に関して、後者の解釈で別の読みが成立し、容認性が異なる場合もあるが、この点については原則として以下では言及しないことにする。

13) 過去分詞形が prenominal に名詞を修飾する場合、その分詞がさらに副詞的要素によって修飾されていなければならないという制約が働いているように思われる。ただし、これを統語論的制約として文字通りに理解すると条件として強すぎる。後に紹介する Barkai (1972) の例を参照されたい。

(i) freshly baked pie

(i') *baked pie

(ii) new born child

(ii') *born child

(iii) fiercely fought battle

(iii') *fought battle

- b'. *legged boy
- c. bug-eyed monster
- c'. *eyed monster

3.2 <人>とその<属性>

もう一つの場合として「の」に続く名詞相当表現が<人>を表し、「の」に先行する名詞相当表現が身長や体重などその<属性>を表す場合を考えてみよう¹⁴⁾。

この場合も、前節の例と同様に(17)に見るように、「の」に先行する名詞相当表現が更になんらかの修飾要素を持つかどうかで容認可能性が大きく変わるように見受けられる。

- (17) a. すごい体重の女性
 a'. *体重の女性
 b. いやな性格の人物
 b'. *性格の人物
 c. 鋭い感覚の批評家
 c'. *感覚の批評家
 d. 十分な / たくさんの / 立派な業績の候補
 d'. *業績の候補

次節で紹介する例では、一見すると「不自然」と思われる表現でも、適当な文脈や状況を補ったり想定することによって、「自然な」表現に思えることが多い。しかし、前節の(15)や本節の(17)に示した例については、'*'の記号を付した例に対する「容認可能性」を改善することは難しいようと思われる¹⁵⁾。

14) 前節の例も<体の一部>というよりも<属性>としてとらえる方が一般的になるかも知れない。

15) ここで検討しているのとまったく別な構文に基づく解釈や metonymic な読みによって「自然な表現」となることは有り得る。例えば「髪の女性」が「(爪ではなく)髪の手入れを担当している女性」といった意味で使われることは文脈と状況次第で可能であろうし、「感覚の批評家」が「(文体ではなく)感覚が話題になっている批評家」などといった意味で使われることもあり得るかも知れないが、ここで検討している用法とは独立の問題であろうと思われる。ただし、何が関連する解釈であり、何がそうでないかについても、留保付きでしか議論を進めることはできない。

3.3 <人>と<身に着けるもの>

「の」に続く名詞相当表現が<人>を表し、「の」に先行する名詞相当表現が衣服や眼鏡など<身に着けるもの>を表す場合がある。この場合も、一見すると「の」に先行する名詞相当表現が更になんらかの修飾要素を持つかどうかで容認可能性が大きく変わるように思えるが、修飾要素がない場合、果たしてまったく容認可能性がないかどうか、明確に判断しがたい例が多い¹⁶⁾。

- (18) a. 黒い上着の男性
a'. ??上着の男性
b. 茶色の靴の人
b'. ??靴の人
c. 丸い眼鏡の学生
c'. ?眼鏡の学生
d. 長いスカートの女の子
d'. ?スカートの女の子

さらに次のような例を見ると、「の」に先行する名詞相当表現に対して、構文上明示的な修飾要素がない場合でも、まったく自然に解釈が可能とな

16) ここで'??', '?'などの記号を付した例に関しては、既に述べたように、本稿で検討しているのとは独立の metonymic な解釈が有り得る。例えば「眼鏡の学生」に関していえば、文脈や状況次第で「眼鏡を買った学生」、「眼鏡を壊した学生」、「眼鏡を研究している学生」などなど、さまざまな読みが成立する。これは、一般に

(i) <名詞相当表現>_i+_i+<名詞相当表現>_{iii}
という連鎖があった場合、この構文全体の意味が

(ii) [iii] $\ni x$ such that $PRED(x, [i])$

として解釈される、という意味論的機構の作用が考えられる。ここで [i] は <名詞相当表現>_i の表す意味論的対象、[iii] は <名詞相当表現>_{iii} の表す意味論的対象を表す。 $PRED$ としては、前節までの例では<全体一部分>の関係や<属性>の関係など、広義の<所有>が考えられたわけであるが、そうした解釈が不可能である場合に、状況による解釈の強制が可能となる、といった語用論的解釈機構が作用すると考えられる。本節で検討しているのは、そうした強制依然の、<所有>としての解釈が可能かどうかという点である。ただし、ここで検討している「眼鏡をかけた学生」という読み 자체がこうした<語用論的強制>による解釈であるかどうか、更に検討する必要がある。

る場合があることがわかる。

- (19) a. 白衣の看護婦
b. 短髪の女性
c. ミニスカートの女の子

こうした例に関しては、名詞相当表現自体に形容詞的な要素があることに基づいて、先の「修飾要素を必要とする」という制約を、構文上の制約ではなく、「意味上の」制約として理解しようという提案が可能に思えるかもしれない。しかし、こうした考え方があまり役に立たないことは、次のような例からわかる。

- (20) a. ??上着の男性
b. ?コートの男性
c. スーツの男性
d. 和服の男性
- (21) a. ??靴の男性
b. 下駄の男性
c. パンプスの女性
- (22) a. ?眼鏡の学生
b. サングラスの学生
c. 丸眼鏡の学生

本節で検討しているような、「の」に先行する名詞相当表現が〈身に着けるもの〉を表す例に関しては、常識や言語的・非言語的文脈といった状況に依存する度合いが特に大きく、そのために判断に対するゆらぎが大きいのではないかと考えられる。

Barkai (1972 : p. 377) は (23) に示す例に基づいて、*murder, polish, steal*などの動詞が「深層」において *kill in a manner which is intentional and premeditated, clean thoroughly, take illegally* などのような「核となる動詞的要素」と「副詞的な修飾要素」からなる「複雑な構造を持つ」と論じている。

- (23) a. The murdered man had thrown a bomb into the Police

Station.

- a'. *The killed man had thrown a bomb into the Police Station.
- b. The polished instrument lay on the table.
- b'. *The cleaned instrument lay on the table.
- c. The stolen money was never retrieved.
- c'. *The taken money was never retrieved.

こうした変形に基づく lexical decomposition による分析が文法的説明として妥当なものであるかどうかについてここで議論する紙幅はないが、これらの例は過去分詞が名詞を prenominal に修飾できるかどうか、表層の統語構造から決定することができないことを示している。更に、Bar-kai が紹介する次のような例は、英語において過去分詞が名詞を prenominal に修飾できるかどうかは、統語的ないし語彙的に定まっているのではなく、意味的に規定されているということを明確に示しているように思われる。

- (24) a. cut diamond
 - b. cut glass
 - c. *the cut bread
 - d. the badly cut bread
 - e. the sliced bread
- (25) a. pierced ears
 - b. *the pierced man
 - c. the stabbed man

3.4 〈持ちもの〉の場合

次のような表現は、ある〈情景〉の中で特定の人物を〈指示示す〉ような場合には受け入れやすいであろう。

- (26) a. 白いステッキの男
- b. 赤いポルシェの女
- c. 黒い望遠鏡の女性

おなじような〈情景〉を考えると、次のような表現もそれほど不自然で

はないかも知れない¹⁷⁾.

- (27) a. ?ステッキの男
b. ポルシェの女
c. ?自動車の女
d. バイクの女
e. ?望遠鏡の女性
f. 双眼鏡の女性

なんら文脈を与えずに考えた場合、(27. e)の方が(27. f)に比べて若干意味が取りにくく感じられる。これは、単に「望遠鏡」を持ち歩いている人間を考えにくからかも知れない¹⁸⁾。

4. 自然な限定と不自然な限定

今まで '*', '??', '?'などの記号で「容認可能性」を示してきたが、これはあくまでも相対的なものであり、また、「日常的な(言語的・非言語的)コンテキストを暗黙の前提としたときの常識的判断」といった程度のものであるに過ぎなかった。想像をたくましくしてさまざまな状況を考えることによって、3.3節と3.4節で '??', '?'などの記号を付した例が適切な表現となることもあり得るかも知れない。また、言語的に文脈を補うことでこうした表現が容易に理解されるようにすることも充分可能であろう。しかしながら、3.1節と3.2節で検討した例、すなわち、「の」に先行する名詞相当表現が〈体の一部〉や〈人の属性〉などを表す場合に関しては、「*'の記号を付した例が状況によって有意義な表現になるとは考えに

17) ここでの '?' は「文脈や状況が特に与えられていない場合、他の例に比べて、意味が取りにくいないし「適切な意味を与え得るような状況を思い付きにくい」といった程度の意味である。

18) 「望遠鏡を持った女性」よりは「望遠鏡の所にいる女性」の意味で受け取り易いかも知れない。あるいは、「望遠鏡で見(え)ている女性」という意味に取ることが分かり易いかもしれない。もちろん、文脈次第でどのような意味にもなり得ることに変わりはない。例えば、いろいろな光学機械を取り扱う店舗で「望遠鏡を買った女性」、「望遠鏡を売った女性」、「望遠鏡を取り扱っている女性」、などなどの意味となることが考えられる。

くい。

formal な定式化は難しいが、後置詞句全体の意味がそのとき考へている状況において名詞相当表現を限定する言述として有意義であるかどうかが容認可能性と関連すると考へるのは自然であろう。例えば「の」に先行する名詞相当表現が〈髪の毛〉や〈脚〉といった体の一部や、〈身長〉や〈性格〉といった属性を表し、それが何の修飾も受けていない場合には、なんら限定を行わないために表現全体として無意味になるために容認可能性が低くなる、といったことが考えられる¹⁹⁾。

英語の場合も、馬に毛が生えているのは普通だが、ケンタウロスには翼が生えていない、という「常識」を前提にすると、(28)に見られるような表現としての面白さや適切性の違いも自然なものと思われる。

- (28) a. the winged centaur
b. *the haired horse

この点に関して草薙(1985)は『『a の b』の型の意味』(pp. 15-22)の中で次のように述べている。(pp. 20-21)

ところで、a と b の間に a が全体、b が部分というような関係にある時、上の B のような所有という意味が一義的に決まるようだ。

(35) 大学の学部 (36) びんの口 (37) 家の玄関
このような全体と部分を入れかえて出来た、

(38) 学部の大学 (39) 口のびん (40) 玄関の家
は構造としては可能であるが、(38)-(40)のような表現は、これらが単独で名詞句として用いられることはない。それは、全体を言及するのに、何も特別、部分を引き合いに出す必要がないからだ。もし、その必要が生じれば、部分を述べるが、それにはその部分が特別であるという表現になっているはずである。それは次の例を見れば明らかであろう。

(41) 大きいびんの口 (42) 大きい口のびん
(41) は「大きい」がびんにかかるか、「口」にかかるか二つの意味があ

19) もちろん、このように述べただけでは、問題となっている現象の「理論的な」説明とはならないことはいうまでもない。

るのに対し、(42) は構造的には同様二つの意味があるはずだが、実際には「大きい」が「びん」にかかることはない。それは、びんには必ず口があり、口を言う理由は、それが特別であるからなのである。

草薙はここで「全体を言及するのに、何も特別、部分を引き合いに出す必要がないからだ。もし、その必要が生じれば、部分を述べるが、それに是の部分が特別であるという表現になっているはずである」と述べているが、これは問題点の基本的な見通しとしては適當なものであると思われる。しかし、草薙の説明からはこれが意味論上の制約なのか、語用論的な条件なのか明確でない。さらにその例証として「大きいびんの口」に見られる曖昧性が「大きい口のびん」に見られないことを挙げているが、これは説明が循環している。また、「a と b の間に a が全体、b が部分というような関係にある時、... 所有という意味が一義的に決まるようだ」としているが、〈全体一部分〉の関係を他の場合と一まとめにして〈所有〉と考えることが適當かどうか、十分な議論を行っていない。そもそも、「学部の大学」「口のびん」「玄関の家」といった表現が「構造としては可能であるが、... これらが単独で名詞句として用いられることはない」というとき、これが統語的な制約であるのか意味的な制約であるのか、具体例に基づく検討も不十分である。

改めて検討しなければならない問題点として、3 節で大きく 4 つにまとめた〈全体一部分〉、〈属性〉、〈身に着けるもの〉、〈持ちもの〉という関係が適當な分類であるのか、また、その四者を一まとめに〈所有〉という上位概念で捉えるのが正しいのか、という点があげられよう。

前節までに見たように〈全体一部分〉の関係と〈属性〉の関係の場合には比較的安定した対比が見られるのに、〈身に着けるもの〉や〈持ちもの〉の場合には、語彙や文脈・状況に対する依存の度合が急激に高くなるが、このことはこうした場合の解釈が統語的・意味論的な機構よりも語用論的な機構に依存していることを示唆しているように思われる。語用論的に強

制される解釈で **default** の²⁰⁾ものがたまたま〈身に着ける〉ないし〈持っている〉というものであるのだとすれば、こうした場合に関しては、基本的に本稿で検討している構文は「の」に先行する名詞相当表現が統語的に修飾を受けている場合にのみ許され、それ以外のもので、〈容認可能性〉が高いものは語用論的に〈身に着ける〉ないし〈持っている〉という解釈を強制されていると考えても不自然ではない。また、そうした例も含め、さらに〈全体一部分〉の関係もあわせて、〈所有〉よりも〈属性〉の関係を中心にして考え直す方が適当かも知れない。

〈全体一部分〉という捉え方が不適当であるかも知れないのは、次のような例が見受けられるからである。次の例では、「の」に先行する名詞相当表現は〈体の一部〉を表すが、それ自体に更に修飾を受けていない。しか

20) ここで **default** というのは概略次のような意味である。いまある日本語の話し手に対して (i) と (v) の例を示したところいずれも了解可能であるとし、(i) に対して (ii) の、(v) に対して (vi) の読みを与えたとする。

- (i) 眼鏡の学生
- (ii) 眼鏡をかけている学生
- (iii) 眼鏡を買った学生
- (iv) 眼鏡を扱っている(アルバイトの)学生
- (v) カメラの女性
- (vi) カメラを持っている女性

(ii) の読みを得るに際しては、「ある学生が眼鏡をかけている」という状況を *abductive* に仮定しなければならないが、「眼鏡」というものは人がかけるものである」という知識は「眼鏡」という語彙なしし「眼鏡」という語が言及する対象に関する常識として日本語の話し手が共有するものであり、従って、このような仮定は (i) に現れている単語ならびにそれに関する言語的ならびに非言語的知識から得られるものである。それに対して、(vi) の読みを得るに際しては、「ある女性がカメラを持っている」という状況を *abductive* に仮定しなければならないが、「女性」というものはカメラを持っているものである」という知識なしし「カメラ」という語彙なしし「カメラ」という語が言及する対象に関する常識として日本語の話し手が共有すると考えるのは自然でない。これは純粹に特定の状況に依存したことがらであって、そのような状況を *abductive* に想定できるかどうかによって、この例の容認可能性が変わってくるであろう。この点で (i) から (ii) を得るのは **default** 的である。同様に (i) から (ii) の読みを得ることは例えば (iii) や (vi) の読みに比べて *abductive* に仮定するものが少なく、その意味で **default** 的である。

し、(29) の例は自然な表現となっている。これは、同じ〈部分〉といっても〈髪の毛〉のように全ての人が持っていることを期待されている要素ではなく、optional だからである。

- (29) a. ひげの男性
b. にきびの男の子
c. そばかすの女の子

(29) の例は〈体の一部〉と考えられるが、(30) の例はむしろ〈身に着けるもの〉であろう。とはいって、その区別がそれほど明確であるとも思えない。

- (30) a. つけまつげの女
b. かつらの男

ここで検討している構文が使われる場合、「その部分が特別であるという表現になっているはずである」という草薙の説明はこうした optional な要素が関与する場合には正しく当てはまるように見えるが、このような informal な記述では、次のような例を説明できるかどうか不明である。

- (31) a. ??上着の男性
b. はでな上着の男性
c. 地味な上着の男性
d. めだたない上着の男性

「の」による連体修飾句の構成が可能かどうかが、その句によって特定の対象をある背景から取り出すことが可能かどうかに依存しているとすると、「めだたない」とか「普通の」といった修飾語句のあることがこうした表現を可能にすることは奇妙に思える。こうした語句は逆説的な意味で特定の対象に言及することを可能にしているとも言えようが、統語的に限定を受けているためにこの構文が可能になっていると見るのがより自然であろう。

- (32) a. 普通の服の女性
b. 普通の眼鏡の学生

このことは、「の」に先行する名詞相当表現が〈身に着けるもの〉を表

す場合に限らず、〈部分〉や〈属性〉を表す例に関してもあてはまる。

- (33) a. 普通の髪の女性
b. 普通の身長の女性
c. 普通の性格の女性

5. 「の」に続く名詞相当表現が〈人〉以外のものを表す場合

「の」に続く名詞相当表現が〈人〉以外のものを表す場合も、ほぼ同様の事態が成立するように見受けられる。まず、全体と部分の関係の場合として次のような例が考えられる²¹⁾。

- (34) a. 銅製のノブのドア
b. *ノブのドア

(35) a. 広い車内の乗用車
b. *車内の乗用車

「の」に続く名詞相当表現が〈属性〉を表す例としては次のようなものが考えられる。

- (36) a. 広い幅の本棚
a'. *幅の本棚
b. 落ちついた色の部屋
b'. *色の部屋
c. 極端な長さの物差し
c'. *長さの物差し
d. 良い座り心地の椅子
d'. *座り心地の椅子

「の」に続く名詞相当表現が〈人〉を表す場合とほぼ同じように、〈全体一部分〉の関係や〈属性〉の関係の場合には、「の」に先行する名詞相当表現が修飾されていない場合にはこの構文は許されないように見受けられ

21) (35. b) にはもちろん「ある車の車内にある別の乗用車」という読みがあるが、「車内」が「の」に続く「乗用車」の車内を指すような意味では許されないであろう。以下の例でも同様に '*' を付した例に対してここで検討しているのと無関係な読みが与えられることがあり得るが、いちいち指摘しない。

る。一方、「の」に続く名詞相当表現が、「の」に先行する名詞相当表現の表すものの表面にあるものを表す場合には、ちょうど〈人〉と〈身に着けるもの〉の場合と同様に判断が微妙になり、場合によって単独の名詞相当表現が「の」に先行することも可能となる模様である。

- (37) a. 派手な柄のシャツ
a'. ?柄のシャツ
b. 奇妙な模様のスカート
b'. ??模様のスカート
c. 横縞の T シャツ
c'. 縞の T シャツ

先ほどの〈仮説〉が正しければ、ある〈部分〉が optional な要素であれば、それに更に修飾要素が加わらなくても、この構文が容認される可能性が高いことを示唆するが、次のような例を考えると、疑問が残る。

- (38) a. 変わったデザインの背もたれの椅子
a'. *背もたれの椅子
a''. ?肘掛けの椅子

6. 他の構文との関係

一般に〈連体修飾要素_i + 〈名詞相当表現〉_{ii} + の_{iii} + 〈名詞相当表現〉_{iv}〉と
いう連鎖があった場合、ここで検討してきた構文として容認可能であれば、
〈名詞相当表現〉_{ii} + の_{iii} + 〈連体修飾要素_i + 〈名詞相当表現〉_{iv}〉という連鎖
も容認可能で、両者はほぼ同じ意味となる。例えば次の(39)の各文は(40)
の対応する文とほぼ同じような意味を表す。

- (39) a. 長い髪の女性
b. すらりとした脚の女の子
c. 青い眼の外人
d. 太い腕の男性
(40) a. 髪の長い女性
b. 脚のすらりとした女の子
c. 眼の青い外人

d. 腕の太い男性

また、(41) の各文は (42) の対応する文とほぼ同じような意味を表すようにも思えるが、若干異なった印象を与える例もある。

- (41) a. 黒い上着の男性
b. 茶色の靴の人
c. 丸い眼鏡の学生
d. 長いスカートの女の子
- (42) a. 上着の黒い男性
b. 靴の茶色の人
b. 靴の茶色い人
c. 眼鏡の丸い学生
d. スカートの長い女の子

しかしながら、(43) の各文は (44) の対応する文と同じような意味を表すとは考えにくい。

- (43) a. 白いステッキの男
b. 赤いポルシェの女
c. 黒い望遠鏡の女
- (44) a. ステッキの白い男
b. ポルシェの赤い女
c. 望遠鏡の黒い女

こうしたことでも、〈全体一部分〉や〈属性〉の場合とそれ以外の場合では実は異なった現象が作用していると捉えるべきことを示唆しているものと思われる。

7. 「の」と「だ」の関係性について

連体修飾句を作る後置詞「の」と用言の「だ」の関連性について奥津 (1964: p. 246) は次のように結論している²²⁾。

22) 本節の主旨もまた「の」と「だ」の関係性について包括的な議論を行うことはない。本稿で検討している構文との関連で議論しているに過ぎない。

「だ」の多義性と「の」の多義性は対応しているのであり、文法的にも両者は同一の語の交代形と考えられるのである。こうして格助詞の「の」は、すべて「だ」の連体形と考え、格助詞から除き、また「な」も「の」と並列させて「だ」の連体形とすればよいのである。

連体修飾の「の」に coupla 的機能があることはこの奥津からの引用にも見られるように従来から指摘されている。例えば次のような例を構成することができる。

- (45) a. 太郎は学生だ.
a'. 学生の太郎.
b. 先生の奥さんは美人だ.
b'. 奥さんが美人の先生

こうした単純な例に限らず、「だ」を使った文に対しては一般に「の」による連体修飾要素の構成が可能である。

- (46) a. ぼくは鰻だ.
a'. 鰻の人は誰ですか?
b. 昨日は曇りだった.
b'. 曇りの日は憂鬱だ.
c. 太郎が食べられないのは魚だ.
c'. 食べられないのが魚の人はこちらを取って下さい。
d. 鯨の刺身を吃るのは初めてだ.
d'. 鯨の刺身を吃るのが初めての人は手をあげて下さい.

次の(47, a')と(47, b')は構文的に一見よく似ているが、連体修飾要素の意味するところはまるで正反対である。これは単に文脈によって決まるわけではなく、「が」と「の」で明確な対立があるように思われる。関係節の場合には一般に基本的な格関係を変えずに「が」と「の」を交替することが可能であると思われるが、「の」を主辞とする連体修飾要素の場合には同様のことは可能とはならないようである²³⁾。

23) もちろん、ここで「?」を付した例が意味的に不自然に感じられるには、「ユーミン」が〈アーチスト〉の一人を表し、「太郎」が〈一般大衆〉の一人を表すであろうという言語外知識の関与が前提となる。〈アーチスト〉が別の〈アーチスト〉

(47) a. その女の子はユーミンのファンだ.

a'. ユーミンのファンの女の子

a''. ?ユーミンがファンの女の子

b. そのアイドルは太郎がファンだ.

b'. 太郎がファンのアイドル

b''. ?太郎のファンのアイドル

(48) a. 太郎はりんごが好きだ.

a'. りんごが好きな太郎

a''. りんごの好きな太郎

b. りんごは太郎が好きだ.

b'. 太郎が好きなりんご

b''. 太郎の好きなりんご

次の(49)の例で、一見すると「の」は直後の動詞との関係が「目的格」のようにも見える。

(49) a. ?髪の毛の刈りたての男の子

b. ?髪の剃りかけの男性

c. ?ペンキの塗ったばかりの壁

しかし、こうした(49)の例は、次の(50)の例との関連で6節で述べた構文が構成されていると考えるべきであろう²⁴⁾.

(50) a. 刈りたての髪の毛の男の子

b. 剃りかけの髪の男性

c. 塗ったばかりのペンキの壁

の〈ファン〉であることや、〈一般大衆〉が別の〈一般大衆〉の〈ファン〉であることに抵抗がなければ、こうした例が不自然とは感じないであろう。「が」と「の」の交替に関しては例えば井上和子(1976: pp. 227-232)を参照されたい。

24) 一見すると(49)の例は、次のような例から「が」と「の」の交替によって生じるようにも見えるが、既に述べたように、「の」を主辞とする節の場合この交替が自由に起こるかは疑問が残る。

(i) 髪の毛が刈りたての男の子

(i') 太郎は髪の毛が刈りたてだ.

(ii) 髪が剃りかけの男性

(ii') 次郎は髪が剃りかけだ.

(iii) ペンキが塗ったばかりの壁

(iii') この壁はペンキが塗ったばかりだ

連体修飾の「の」の背後には copula の「だ」があり、従って「の」を主辞とする連体修飾句が所有を表す場合は、「のの」の縮約を背後に想定すれば統一的な記述ができるという主張がある²⁵⁾.

- (51) a. 太郎は学生だ.
a'. 学生の太郎
b. この本は太郎のだ.
b'. 太郎の本

しかし、次のような例を考えると「のの」の縮約には疑問が残る²⁶⁾.

- (52) a. ぼくのパソコンのディスプレーはモノクロだけれど、
太郎のはカラーだ.
b. ぼくのパソコンのディスプレーはモノクロだけれど、
太郎ののはカラーだ.

本稿で検討してきた「の」の用法が「だ」に代表される copula 的なものと対応することは確かであるが、果たして語彙項目としての「だ」と直接的な対応関係を想定すべきであるかどうかには更に検討の余地があるものと思われる.

25) Megumi KAMEYAMA (personal communication). また、奥津 (1964) も参照されたい。

26) このような「の」の重接を認めるかどうかにはかなりの個人差があるようである。奥津 (1964: p. 249) には次のような記述がある。

これを適用して「万葉集初期の」「母親の」などを作ることができる。つまり、始めの「の」は「だ」の連体形であり、後の「の」は体言として前の連体修飾形をうける。そしてこの「のの」が融合して一つの「の」になったと考えればよい。事実少し古い文法書には、例えば湯沢氏の「口語法詳説」にも〈これは私のではありません〉とか〈昨日ののはどうしました〉などの例が出ている。今はこの形は使われないだろうが、〈母親のは茶色〉は〈母親ののは茶色〉からの転形であることが、通時的にも証明されるかも知れない。

しかしながら、「の」の重接を認める場合、(ii) と (iii) とで解釈に明確な対立があるものと思われる。(つまり、後者は不条理な比較をしている意味にしか取れない。)

(i) ぼくのパソコンの方が太郎のパソコンより新しい。
(ii) ぼくの方が太郎のより新しい。
(iii) ぼくの方が太郎のより新しい。

- (53) a. 長い髪の女性
 a'. *髪の女性
 b. その女性は長い髪をしている。
 b'. *その女性は髪をしている。
 c. ?その女性は長い髪だ。
 c'. *その女性は髪だ。
- (54) a. すらりとした脚の女の子
 a'. *脚の女の子
 b. その女の子はすらりとした脚をしている。
 b'. *その女の子は脚をしている。
 c. ?その女の子はすらりとした脚だ。
 c'. *その女の子は脚だ。

奥津（1964）は（53. c）や（54. c）のような例を全て文法的に可能として扱っているようである²⁷⁾。例文の判断には何らかの文脈を想定せざるを得ない以上、何らかの文脈で可能である例に見られる構文を基本的に「文法的である」と見なす扱いに反対するものではないが、特別な文脈を用意しなかった場合について、ある種の例は理解が容易でありある種の例は了解しがたいという違いが見られる場合、それを全く同じに扱うのではなく、何らかの文法的、語用論的、認知的な原因があると考えるべきであろう²⁸⁾。上の例は「をしている」という表現が中立的であるのに対して、「だ」を使った表現が対比的であるという違いがあるように見受けられる。そし

27) 生成文法においては、例文に対する文法性の判断が文脈や状況といった例文外の要素のみならず、問題となっている例文に含まれる語彙の特性まで排除して可能であると考えられている。例えば非変形文法も含めてここ30年にわたる生成文法の成果を概観した Wasow (1989: p. 197) にも次のような説明がある。

Generative linguists have based their theories almost exclusively on the sort of data presented in this chapter, that is native-speaker judgements of the acceptability of isolated sentences.

28) 例えば Wasow (1989: p. 197) にも次のような記述が見られる。
 While the competence/performance distinction is certainly a necessary one, the asymmetry between sophisticated competence theories and fairly rudimentary performance theories has had the effect of insulating linguistic theory from decisive testing for psychological reality. Many cognitive

て、連体修飾の「の」がcopula的であるという点には間違いがないものの、「だ」と「の」を単純に語彙のレベルで同一視してよいかどうかに疑問が残る点を指摘しておこう²⁹⁾.

本稿で検討してきた「の」の用法に関する制限も(53. c')や(54. c')に見られる条件に「帰着」する、というのが、〈変形〉に基づく〈統語論的な〉説明としてはもっとも分かりやすいものとなろうが、上に見たように、「の」の用法を copula 的な「だ」に単純に帰着させてよいかは、疑問が残る。むしろ、この両者の構文に共通の意味解釈機構が働いて、その結果得られる意味論的対象の適切性に対する制約からこうした観察が得られると考えるべきであろう。

8.まとめ

本稿では「の」を主辞とする連体修飾句が名詞相当表現を修飾し〈部分〉、〈属性〉、〈表面に付隨し得るもの〉などを表す場合に、ある種の制約が作用することを見た。現象面について、これまで見てきたことをまとめると、概略次のようにだろう。

- 「の」の結ぶ関係が〈全体一部分〉ならびに〈属性〉の場合には、「の」に先行する名詞相当表現が統語的に修飾されていなければならないという条件が比較的明瞭に作用しているように思われる。
- 「の」の結ぶ関係が〈身に着けるもの〉や〈持ちもの〉の場合には、果して〈全体一部分〉の関係ならびに〈属性〉の場合と一貫した現象であ

scientists see this as a serious shortcoming in the research program of generative grammar.

29) 次の(i)や(ii)のような例もまた〈属性〉に関わる用法と考えたくなるが、(i')や(ii')が関連する読みで可能となるのは対比的な意味に限られることをどのように考えるか難しいであろう。

(i) 一本足打法の王
(i') 王は一本足打法だ。
(ii) ナボナの亀屋万年堂
(ii') ?亀屋万年堂はナボナだ。

るのか疑問の余地がある。

- しかし、「の」に先行する名詞相当表現が統語的に修飾されている場合には、文脈や状況に関わらず解釈が得易いと言えよう。また、「の」に先行する名詞相当表現が統語的に修飾されていない場合には、何らかの〈対比〉や〈背景からの取り出し〉が想定できると解釈が得易い。
- その場合も含め、〈の〉の解釈には語用論的強制が作用すると考えられる。これは、文脈や状況によって強制されるものであるが、単語についての言語的・非言語的知識によって読みが得られる場合もある。
こうした制約はある意味で「無意味な表現は許されない」という当たり前過ぎる条件を反映しているに過ぎないように思えるかも知れないが、言語が状況に則して意味を表現するという本質を反映した制約であるとも言えよう。

こうした観察に関連して、理論的な問題点としては以上を検討すべきであろう。

- 「文法性」について判断することの可否： 果して「??」や「?’の記号を付した例をどう捉えるべきか？
- 文文法と談話文法の相互作用の詳細： 関連する解釈とそうでない解釈を区別することが可能か？ 適当か？
- 意味論的機構と統語論との相互作用の詳細： 〈身に着けるもの〉や〈持ちもの〉の場合と〈全体一部分〉や〈属性〉の場合は一貫した現象なのか、複数の現象の複合した結果なのか？
- 意味論的機構と語用論的機構の相互作用の詳細： さまざま「の」の解釈をどのように統一的に説明するか？
文の「文法性」や「容認可能性」を論じることの是非や適切さについても、脚注などでいくつかの留保を示してきた。「孤立した文」についての判断に基づいて統語論を論じることの是非については古くから議論がある³⁰⁾。

こうした問題についてここで十分な議論を示すことはできないが、筆者

の立場は「文法性」の判断が可能であるとするよりも、与えられた単語列について、「解釈」が可能であるかどうかを第一次的な資料として捉えようというものであることは脚注などで示した通りである。

「の」の意味論に関して脚注などで概略の方針を示した意味論的機構ならびに語用論的機構のより formal な記述と理論的な説明をこれからの課題として検討していきたい。

REFERENCES

- Barkai, M. 1972, "On the Shiftability of Past Participles in English", *Linguistic Inquiry*, vol. 3, pp. 377-378.
- 奥津敬一郎, 1964, 「『の』のいろいろ」, 時枝誠記・遠藤嘉基(監修), 「口語文法講座 3. ゆれている文法」, 明治書院, pp. 238-253.
- Gunji, Takao, 1987, *Japanese Phrase Structure Grammar: A Unification-based Approach*, D. Reidel, Dordrecht.
- Harada, Y., T. Gunji, H. Miyoshi, H. Sirai, and K. Hasida, 1989, "JPSG—A Phrase Structure Grammar for Japanese", *Advances in Software Science and Technology*, 1, Academic Press, Inc. and Iwanami Shoten, Publishers.
- 草薙裕, 1985, 『文法形式が担う意味』, 水谷静夫(編集)「朝倉日本語新講座 4 文法と意味 II」, 朝倉書店, pp. 1-38.
- Posner, Michael. I., ed., 1989, *Foundations of Cognitive Science*, MIT Press.
- 島津明, 内藤昭三, 野村浩郷, 1986, 『助詞「の」が結ぶ名詞の意味関係の解析』, 計量国語学, Vol. 15, No. 7.
- Wasow, Thomas 1989, "Grammatical Theory," in Posner, M. I., ed., 1989.

30) 例ええば Wasow (1989: pp. 197-198) は次のように述べている。

Another criticism that has been raised against this program over the years is that it underestimates the role of context in language. It has been repeatedly noted that examples generative linguists have starred in their papers can be made to sound perfectly natural in the appropriate context. This raises the question of whether it even makes sense to talk about isolated sentences being grammatical or ungrammatical. Perhaps, instead, we can only evaluate discourses (possibly including nonlinguistic context) for coherence.